

○白馬村地域おこし協力隊設置要綱

平成 27 年 3 月 24 日

告示第 21 号

(設置)

第 1 条 人口減少、高齢化等が進む本村において、地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、白馬村地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任用)

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、村長が任用する。

(1) 三大都市圏をはじめとする都市地域から本村に住居票を異動させた者（任用を受ける前に既に村内に定住している者（既に住居票の異動が行われている者等）については含まない。）。ただし、他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域において 2 年以上活動し、かつ解嘱 1 年以内に限る。）で、三大都市圏外の全ての市町村及び三大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住居票を異動させた者は含めることとする。

(2) 白馬村内に次条で定める任期以上の居住を予定している者

(3) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者

(4) 普通自動車免許を有する者

(5) 心身が健康で、地域に馴染む意思があり、地域協力活動に熱意を持っている者

(任期)

第 3 条 隊員の任期は、1 年とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 任期を延長する場合には、1 年ごとに延長することとする。

(身分)

第 4 条 隊員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の特別職とする。

(隊員の活動)

第 5 条 隊員は、村の職員及び住民と協力しながら、次に掲げる活動を行う。

(1) 地域行事やコミュニティ維持等の地域おこしの支援活動

(2) 都市住民等との交流や移住・定住の促進に関する活動

(3) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動

(4) 農林業及び観光業の振興に関する活動

(5) 高齢者の見守り等住民の支援に関する活動

(6) 地域教育環境の向上に関する活動

(7) その他村長が必要と認める活動

(隊員の遵守事項)

第6条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 村長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (3) 活動時間外であっても本村の行事や風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに村長に届け出ること。

(活動に伴う村の支援)

第7条 村長は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 住民及び関係者への周知
- (3) 地域活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(活動時間)

第8条 隊員の活動時間は、1日当たり7時間45分とし、週38時間45分を原則とする。

(賃金及び活動経費)

第9条 隊員の賃金は、村長が別に定める額とする。

2 村長は、第5条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(身分証明書)

第10条 隊員は、活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに村長に届け出なければならない。

(日誌及び報告書)

第11条 隊員は、活動の状況について、その概要を白馬村地域おこし協力隊活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の白馬村地域おこし協力隊活動日誌を添付の上、毎月3日までに前月分の協力活動内容を白馬村地域おこし協力隊活動報告書(様式第3号)により村長に報告しなければならない。

(解任)

第12条 村長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは協力隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任の申出があったとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。
- (7) その他村長が不相当と認めたとき。

2 隊員は、退任し、又は解任されたときは、直ちに身分証明書を村長に返還しなければならない。

(守秘義務)

第13条 隊員は、白馬村個人情報保護条例（平成14年3月20日条例第1号）を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14条 隊員に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 10 条関係)

白馬村地域おこし協力隊 隊員証	
顔写真	ふりがな 氏 名 _____
	委嘱期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
上記の者は、白馬村地域おこし協力隊の隊員であることを 証明する。	
平成 年 月 日 白馬村長 ⑩	

90mm

55mm

注意事項
1. この証明書は、活動を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。
2. この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
3. この証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちに村長に届け出なければならない
4. この証明書は、退任し、又は解任されたときは、直ちに村長に返還しなければならない。

様式第 3 号 (第 11 条関係)

年 月 日

白馬村地域おこし協力隊活動報告書

白馬村長 宛

白馬村地域おこし協力隊員 氏名

㊞

活動報告年月	年 月
業務内容	
翌月の活動予定内容	
備考	